

# 経過措置等に関するよくあるご質問

**Q1** 平成 26 年 3 月 1 日に、同日から 1 年間のコピー機のメンテナンス契約を受注し、代金を一括で受け取りました。この場合、消費税の適用関係はどうなりますか。

**A1** 役務の提供が完了するのが平成 27 年 2 月 28 日ですので、原則として新税率が適用されます。ただし、契約または慣行により、1 年分の代金を受け取ることとしており、事業者が継続して代金受け取り時に収益計上している場合には、施行日の前日までに収益計上したものについて旧税率を適用して差し支えありません。

**Q2** 工事の請負等の経過措置は、建設業にしか関係がないのですか。

**A2** 建設業などの①工事の請負契約だけではなく、②製造の請負契約や、③ソフトウェア開発などの請負に類する政令で定める契約も含まれます（一定の要件を満たすものに限られます）。②は受注生産の場合にのみ適用され、見込生産には適用されません。

**Q3** 指定日前に工事受注の契約を締結しましたが、この工事は施行日までに着手や入金をしないといけないのでしょうか。

**A3** 指定日の前日までに契約を締結し、施行日以後に引渡しを行った場合に経過措置が適用されます。着手や入金の有無は関係ありません。

**Q4** 発注者との請負契約を指定日前に締結しましたが、下請業者への請負契約を指定日以後に締結しました。下請業者との請負契約についても、経過措置は適用になりますか。

**A4** 経過措置は契約ごとに判断しますので、発注者との請負契約には経過措置が適用されますが、下請業者との請負契約には経過措置は適用されません。

**Q5** 資産の貸付けである事務所や店舗の賃貸借契約において、施行日以後に自動継続条項に基づき継続する場合、自動継続期間を含めて経過措置は適用されますか？

**A5** 施行日以後に自動継続条項に基づき継続する場合、その後の資産の貸付けには、経過措置は適用されません（要件を満たす契約の貸付期間のみに適用されます）。

**Q6** 平成 26 年 3 月までに在庫を仕入れ、同年 4 月以後にそれを売った場合、仕入れに係る税率が 5%、売上に係る税率が 8%になりますが、損益に影響があるのでしょうか？

**A6** 本則課税制度を選択している場合、原則、消費税は受け取った消費税と支払った消費税の差額を納付することになるので、仕入と売上の税率が異なっても、消費税の適正な転嫁ができている限り自社の損益には影響ありません。ただし、資金繰りへの影響等には、注意する必要があるでしょう。

消費税の価格転嫁に関するご相談は、射水商工会議所までお問い合わせください！  
(相談無料・秘密厳守)

※Q&Aの1～5は、平成 25 年 4 月国税庁消費税率室「平成 26 年 4 月 1 日以後に行われる資産の譲渡等に適用される消費税率等に関する経過措置の取扱いQ&A」を参考に作成。